

児童虐待進行管理モニター強化事業 業務委託仕様書

1 業務名

児童虐待進行管理モニター強化事業

2 業務の概要

受託者は、児童虐待進行管理モニター強化事業（以下「本事業」という。）に基づき各児童相談所の管内に居住する対象児童が在籍している保育所、幼稚園、学校等（以下「学校等」という。）を訪問し、児童や保護者の状況、家庭環境の変化等に関する情報収集等を行う。

なお、児童相談所ごとの訪問件数及び訪問対応地区については下記のとおりである。

区域	件数（概ね）	地区	地区詳細
北勢児童相談所	20件	第1地区	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
	40件	第2地区	四日市市、朝日町、川越町、菰野町
鈴鹿児童相談所	40件		鈴鹿市、亀山市
中勢児童相談所	40件	第1地区	津市
	20件	第2地区	松阪市、多気町、明和町、大台町
南勢志摩児童相談所	40件		伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町 大紀町、南伊勢町
伊賀児童相談所	40件		伊賀市、名張市
紀州児童相談所	20件		尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

3 業務の明細

(1) 勤務地

本事業に従事する者（以下「従事者」という。）の勤務地は、原則、従事者の施設とする。

(2) 対象児童の選定

従事者は、原則毎週1回以上は児童相談所を訪問し、児童相談所と対象児童の選定や情報共有、学校等への訪問日程の調整等を行う。

(3) 聞き取り

従事者は、対象児童が在籍する学校等を訪問等し、対象児童に関する聞き取り等を行う。

なお、従事者は、本事業に従事するにあたり、三重県児童相談センターが交付する身分を証する証書（様式1 以下「身分証」という。）を携帯するとともに、関係者から求められた場合は、必ず身分証を提示しなければならないものとする。

(4) 聞き取り結果

従事者は、(3)による聞き取りの後、「児童虐待進行管理モニター強化事業報告書（様式5）」（以下「報告書」という。）を作成する。

ただし、従事者は、(3)による聞き取りをした結果、虐待被害が疑われる怪我等の情報を得た場合や対象児童の生命身体に危害が及ぶおそれがある情報を得た場合、その他児童相談所と共有しておくべきと認めた情報を得た場合には、直ちに児童相談所へ連絡をする。

(5) 報告書の提出

(4) で作成した報告書について、従事者は児童相談所を訪問した際に前回までの作成分をとりまとめ対象児童の担当者（不在時には担当課員）へ提出する。

なお、報告書にあっては三重県児童相談センターへの提出用に複写1枚（児童相談所へ提出したものと同様の内容のもの。）を作成しておき、下記(6)と共に翌月にセンターへ提出する。

(6) 児童虐待進行管理モニター強化事業実施結果の提出

従事者は、当月分の活動状況について、翌月7日（令和7年3月分については令和7年3月31日）までに、「児童虐待進行管理モニター強化事業実施結果（様式2）」（以下「実施結果」という。）を作成し、(5)で作成した報告書の複写と共に児童相談所を経由して三重県児童相談センターに提出する。

なお、地区が分けられている児童相談所にあっては、地区毎に実施結果を作成する。

(7) 対象児童の個人情報資料について

ア 情報の提供

従事者は、児童相談所から対象児童に関する個人情報資料（記録媒体、書面等）の提供があった場合には、個人情報の取扱いに関する特記事項の「児童虐待進行管理モニター強化事業委託業務に係る個人情報の受領書（様式例7）」を作成し、(6)の実施結果と共に三重県児童相談センターへ提出する。

イ 情報の複写

従事者は、児童相談所から受領した対象児童に関する個人情報資料について複写の必要がある場合には、「児童虐待進行管理モニター強化事業委託事業に係る個人情報の複写・複製承諾願（様式例8）」を作成し、三重県児童相談センターへ提出する。

ウ 情報の削除

従事者は、児童相談所から受領した対象児童に関する個人情報資料の複写について、契約満了日（令和7年3月31日）をもって対象児童に関する個人情報資料を削除し、「児童虐待進行管理モニター強化事業委託事業に係る個人情報の廃棄・消去報告書（様式例14）」を作成し、三重県児童相談センターへ提出する。

(8) 実績報告

従事者は、本事業の実績について契約満了日（令和7年3月31日）までに実績報告書（様式6）と精算書（様式7）を作成し、三重県児童相談センターへ提出する。

4 従事者の資格等

従事者は、次の要件を満たす者とする。また、受託者は、本事業契約締結後、従事者の資格を満たすことを証明するため、児童虐待進行管理モニター強化事業従事者名

簿（様式3）を三重県児童相談センターに速やかに提出すること。

なお、(2)の要件の詳細については、三重県児童相談センターと協議するものとする。

- (1) 児童福祉法第13条に定める児童福祉司の任用資格を有する者
- (2) (1)に準じる者

5 委託期間

契約の日から令和7年3月31日までの間

6 特記事項等

- (1) 本業務に係る交通手段の確保及び交通費については、受託者が負担すること。
- (2) 従事者は、身分証を紛失等した場合は、速やかに三重県児童相談センターへ届出するほか、身分証明書再交付申請書（様式4）を提出し、身分証の再交付を受けること。
- (3) 従事者は、辞任その他の事由により身分証が不要になったときは、速やかに三重県児童相談センターに返却すること。
- (4) 受託者及び従事者は、個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、この業務目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (5) 受託者及び従事者は、業務上知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- (6) 受託者及び従事者は、業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者及び従事者は、業務に従事するために委託者から引き渡された個人情報が記載された資料等を複写及び複製してはならないこと。
- (8) 受託者は従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関することのできた個人情報等を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- (9) 委託者は必要があると認めるときは、受託者が業務執行に当たり個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。
- (10) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (11) 本契約により発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者及び従事者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (12) 本仕様書に記載されている業務については、本県に対して別途費用を請求することはできない。ただし、本県の仕様書変更要求による追加費用については別途協議を行うものとする。

(表)

第 号

児童虐待進行管理モニター強化事業身分証明書

写
真

氏名

年 月 日生

上記の者は、児童虐待進行管理モニター強化
事業に従事する者である。

期間 年 月 日から 年 月 日まで

三重県児童相談センター所長 印

(裏)

注意事項

- 1 本証は、三重県が行う児童虐待進行管理モニター強化事業に従事するときは、常に携帯すること。
- 2 児童虐待進行管理モニター強化事業に従事する際、訪問先機関等の職員に対し、本証を提示すること。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出ること。
- 5 辞任その他の事由により不要になったときは、直ちに返却すること。

(様式2)															
児童虐待進行管理モニター事業実施結果(年月分)															
(児童相談所:第地区)															
実施者氏名()															
項目	学校等別(箇所)							対象児童別(人)							報告書作成 (件)
	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高校	その他学校	計	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高校	その他学校	計	
勤務日						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
						0								0 0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 0	

(様式3)

児童虐待進行管理モニター強化事業従事者名簿（児童相談所：第 地区）

住 居	
氏 名	
生年月日	年 月 日 生 (歳)
電話番号	
資 格	
参考事項	

三重県児童相談センター所長 様

上記のとおり、児童虐待進行管理モニター強化事業に従事する者の名簿を提出します。

年 月 日

受託者

㊞

(様式4)

身分証明書再交付申請書

年 月 日

三重県児童相談センター所長 様

申請者 住所

氏名

児童虐待進行管理モニター強化事業実施要領の規定により、次のとおり、身分証明書の再交付を申請します。

身分証明書の番号	第 号
氏名	
生年月日	
期間	
再交付を申請する理由	
備考	

※ 備考欄には、発行者が、再発行後の身分証明書番号等を記載する。

(様式5)

児童虐待進行管理モニター強化事業報告書（児童相談所第 地区）

報告者氏名()

ふりがな 児童氏名			性別	男・女	ランク		
年齢	年 月 日生 (歳 ケ月)		学校学年	(年 組)			
訪問日時	年 月 日 : ~ :						
訪問先	(機関・施設名) (応対者・役職)						
児童の 状況	①身長、体重						
	月	月	月	月	月	月	月
体重	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
身長	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm
②心的な状況（攻撃的行動、不安の強さ、その他症状）							
③食事等の状況（摂取量、ガツガツ感の有無、空腹状態での登園校の有無）							
④衣類等の状況（清潔か、季節にあった衣類を着ているか、異臭はないか）							
⑤身体の状況（アザ等は無いか、入浴、爪の手当等をされているか）							
⑥対人関係の状況（対親、対児童、対周囲の大人との関係の持ち方・変化）							
⑦出欠状況や欠席理由、登園・登校時刻の変化（□ 訪問当日登校登園）						最終確認（出席）日 月 日	
						欠席（月 中 日欠席）	
						（月 中 日欠席）	
						（月 中 日欠席）	
⑧その他（気になる点、困っている点、医療機関の受診状況等）							

(樣式 裏面)

家庭の状況	②同居家族の心的な状況（不安、うつ等の悪化等）	①同居の家族構成			
		続柄	氏名	年齢	備考
③同居家族の病気・怪我の状況					
④経済状況（転職、失業など）					
⑤親子関係の状況（関係の持ち方、親の不安が子に与える影響など）					
⑥行事への参加状況					
⑦家庭訪問をした際の状況（児童、保護者の様子、室内の状況、訪問拒否の状況・理由など）					
⑧その他（気になる点、他の親等からの情報・噂など）					
(報告)		怪我 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 長期欠席 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (連続7日以上) 環境変化 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
(対応予定) (<input type="checkbox"/> モニターの継続対応 <input type="checkbox"/> 下記対応を予定) ※児相職員作成※					

決 裁	所長	課長（一、二、三、四）	係

(様式 6)

実 績 報 告 書

年 月 日

三重県知事 様

住所又は所在地
受託者 氏名又は商号
代表者氏名 印

下記の委託事業について完了致しましたので報告します。

記

1 委託事業名

2 履行場所

3 契約締結日 年 月 日

4 契約期間 自 年 月 日
至 年 月 日

5 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

6 成果品 児童虐待進行管理モニター強化事業実施結果 (児童相談所第 地区)
(年 月分～ 年 月分)

7 清算書 様式 7 のとおり

(様式 7)

精 算 書

年 月 日

項目	項目内訳	予算額	支払額	備考（積算内訳）
(例示) 人件費	(例示) 給与 賞与			
事業費	旅費			
管理費	管理部門人件費			
		小計		
		消費税		
		全体合計		

※作成の際は例示を削除し、受託者の経理区分で記載可能